

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます

お蔭さまで今年（2月7日）事務所創業50周年を迎える

事が出来ました。

税理士法人ユーマス会計 代表社員 上田 光隆



現会長である上田 光臣が、昭和41年2月7日に、税理士登録を行い堺の東湊で開業しました。それから会計事務所として半世紀の歴史を積み上げる事が出来ました。半世紀の間に世の中は大きく変化しております。

当時は、装丁式帳簿にインク壺、でっかいタイプライターで書類作成。そろばんを弾きながらペン軸で帳簿を記載していました。時代は少しずつ機械化され、事務所には「会計機」というマシン？が導入、やがてコンピューターの時代が到来しましたが、当時は億単位の価格の大きなマシンでした。大きな会社が計算センターをつくり、会計事務所は帳簿作成を計算センターに委託した時代がありました。

現在はPCが当たり前、会計事務所でも顧客企業でも、基礎の会計データや取引書類は全てPCに保管されつつあります。

税の世界も様変わり、当時は店の構や従業員で推計課税を強要された事例が多くありました。やがて個人も法人も「自主申告」「青色申告」が当たり前になっています。

このような、長い歴史の中で、会計や税を通じて学び、大きく成長した会社、逆に数年の短命な運命を背負った多くの会社など数百年の中小企業の存在の在り方、「経営」の在り方のノウハウをバトンタッチし、よき後継アドバイザーとして顧客企業の皆様の成長発展のお役に立てる事を信じて、さらに新しい歴史を作り上げる事を念願しています。

今年も宜しくご厚誼賜りますようお願い申し上げます。

いよいよマイナンバー制度のスタート マイナンバー制度の理解と全社員への啓発の準備

マイナンバーは、当面は限定された分野にしか利用できないこと、マイナンバーを収集・管理するために必要なこと、具体的にどのような業務に適用されるかなど制度そのものへの理解を深め、分かりやすく啓発するため、制度の趣旨や概要を全社員に徹底しなければなりません。

利用できるのは当面、社会保障（年金、雇用保険・ハローワーク、福祉・医療など）、税（確定申告、支払調書など）、災害対策の3分野です。該当する法律には、所得税法、相続税法、厚生年金保険法、雇用保険法などがあります。

マイナンバーは、2015年10月以降に、住民票を有する国民や中長期在留者、特別永住者などの外国人の方にも通知されました。企業では、本人に間違いのないことを確認し、正しいマイナンバーを取得しなければなりません。また、マイナンバーが不正に使用される可能性もあることや、目的外の利用が禁止されていることから厳格な情報の管理と目的外の利用がされないようにしなければなりません。当然ながらマイナンバーが記載された書類は「特定個人情報」として、同様に厳格な管理が必要です。



民法改正メモ【第6回 請負】

社長: 売買、賃貸借と、メジャーな契約について解説が続いたけど、他の契約形態についてはどうなっているんだい。

弁護士: 割とメジャーな請負契約について、今回は解説を試みたいと思います。

社長: 建築・建設や、一部のシステム開発などで使われる契約類型だね。まあ、最近では偽装請負といった言葉の方が有名かもしれないけど。

弁護士: まあ、そうですね…。請負契約の根本は、注文からの発注に基づき、請負人が仕事の完成を約束することです。したがって、仕事が完成しないことには報酬が発生しないというのが大原則となります。

社長: あ〜それは聞いたことがあるね。だから、長期にわたる場合や金額が大きい場合は、着手金、中間金、完成後の報酬金…といった形で特約を付けないと、請負人は何も貰えないまま仕事をこなす必要があるというやつだね。

弁護士: その通りです。で、今回はこの点について見直しが入りました。といっても、従来より裁判所が判断していた判例法理を明文化しただけですが。

社長: 現行法に書いていないけど、裁判実務上では当然のように取扱われていた内容を反映させたわけだ。

弁護士: そうです。具体的には、次の要件に充足する場合は、たとえ未完成であっても報酬請求可能となります。

- ① 「注文者の責めに帰すことができない事由によって仕事を完成させることができなくなった」または「仕事の完成前に請負契約が解除された」場合において
- ② 「すでにした仕事が可分」であり
- ③ その可分の部分のみによって注文者が利益を受けていること

社長: つまり、全体の工程としては未完成であっても、一部工程が終了し成果物が生じていて、この成果物が注文者にとって価値のあるものといえるのであれば、その価値相当分に対して報酬が発生するというイメージで良いのかな。

弁護士: そのイメージで問題ありません。

社長: ちなみに、①の要件だけど、例えば請負人の業務遂行に問題がある、つまり請負人が原因で契約を解除した場合も含むという意味なのかな。

弁護士: そうです。契約を解除できるか（契約の拘束力から解放されるのか）という問題と、注文者が受け取った価値のある成果物の清算関係とは別問題ということになります。

社長: いくら請負人に問題があっても、ちゃんとその分の報酬は支払えよということだね。それにしても、これは請負人にとっては現場取引では使えそうな条項である反面、注文者にとっては揉める要素にもなりそうだな。

弁護士: 上記でいう③の要件については、どうやって「利益を受けた」ことを客観的に判断するのか、難しい場面が出てきそうですね。

さて、請負契約では、もう1つ大きな改正点があります。それは担保責任と呼ばれるものです。

社長: ちょうど2回目に「売買と瑕疵担保責任」という項目でやった担保責任のことかな。

弁護士: その通りです。といっても、すごく大雑把に言えば、請負契約に関する担保背金の条項がごそっと削除されてしまうというのがポイントにはなってくるのですが…。

社長: どういうこと!?

弁護士: 現行法上、請負については、売買とは別に担保責任に関する条項が結構細かく定められています。

ただ、現実に即していないとか、売買と別類型にする必要性が無い、今回の改正でそもそも担保責任という特則自体をなくしてしまう（契約不履行の問題として統一的に取り扱う）ということで、大胆な削減となりました。

社長: ふ〜ん、そうなんだ…。で、結局はどうなるの？

弁護士: まず、請負の担保責任の特徴として、土地工作物（典型例は建物）については契約解除ができないとか、権利行使の期間制限が別であるといった特則があったのですが、改正により削除されました。

その上で、土地工作物か否かで分けるのではなく、

- ・ 瑕疵修補（目的物の修理など）請求ができること（なお、現行法にある瑕疵が重要ではなく修補に過分の費用が発生する場合は瑕疵修補不可という条項は削除）。
- ・ 報酬減額請求ができること。
- ・ 損害賠償請求ができること。

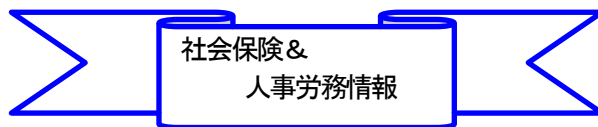
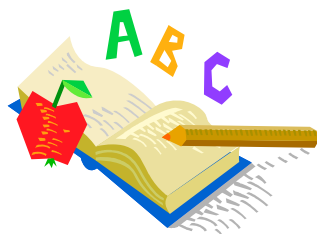
- ・解除請求ができること。 という内容に統一されることになりました。

社長：内容的には単純化したという理解でいいのかな？

弁護士：まあ、そういう言い方もできますね。

あと、担保責任の行使期間ですが、現行法は「引渡し」から1年とされていましたが、改正法では「契約内容と不適合であることを知ったとき」から1年に変更となります。これは注文者有利に作用する変更となります。

社長：なるほど。よく分かったよ。



社会保険労務士 嶋田亜紀

助成金情報 ～経営状況悪化時にリストラを行わずに、雇用を維持した事業主様への助成金～

雇用調整助成金

不景気などで事業縮小を余儀なくされた事業主様が、従業員を解雇せずに一時的に休業させたり、教育訓練を受けさせたりした場合に、そのかかった費用の一部を助成金で負担してくれる制度です。

受給要件

受給するためには、次の要件いずれも満たすことが必要です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。
- (3) 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと。
- (4) 実施する雇用調整が一定の基準を満たすものであること。
 - ① 休業の場合：労使間の協定により、所定労働日の全一日にわたって実施されるものであること。事業所の従業員（被保険者）全員について一斉に1時間以上実施されるものであっても可です。
 - ② 教育訓練の場合：①と同様の基準のほか、教育訓練の内容が、職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とするものであり、当該受講日において業務（本助成金の対象となる教育訓練を除く）に就かないものであること。受講者本人のレポート等の提出が必要です。
 - ③ 出向の場合：対象期間内に開始され、3か月以上1年以内に出向元事業所に復帰するものであること。
- (5) 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

受給額

事業主様が支払った休業手当などの負担額に2/3を乗じた額が受給額となります。教育訓練を実施した場合は1,200円が加算されます。上限1人あたり7,810円。

※助成金を受給するためには実際に休業を行う前に計画届を提出する必要があります。受給ご検討の際はご相談ください。

